

はじめに

このたび、2年ぶりに法曹養成対策室報第4号を発刊することができました。

日弁連法曹養成対策室は、平成15年（2003年）3月1日に設置され、会長の旨を受けて法曹養成制度（法科大学院、司法試験、司法修習等）に関し関連する委員会等と連携して必要な対策を検討し所要の事務を行うことをその任務としています。

これまで、法曹養成対策室は、司法制度改革審議会意見書の提言、司法制度改革推進計画の閣議決定、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の改正並びに法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の制定などに基づく、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の立ち上げにあたって、日弁連において、これを支える役割を果たしてきました。

新しい法曹養成制度は、平成16年（2004年）の法科大学院開校からすでに6年が経過し、新司法試験は平成18年（2006年）の第1回以降すでに4回にわたって実施され、司法修習を経て法曹となった者がすでに新60期、新61期、新62期の3期にわたり合計で4580名以上誕生しています。他方で、この間、新しい法曹養成制度が、必ずしも当初の理念どおりに十分に機能していないとの指摘がなされるようになり、法曹養成の一翼を担う弁護士会においても様々な問題が意識されるに至っています。このため、日弁連その他の法曹養成に携わる関係者において、新しい法曹養成制度の発展・充実に向けて、様々な工夫と努力が重ねられています。

現在、法曹養成対策室は、日弁連の法科大学院センター、司法修習委員会、法曹養成検討会議と連携して、これら会議体への情報提供と補完を主たる業務とし、中教審法科大学院特別委員会、法務省司法試験委員会及び最高裁司法修習委員会などの日弁連推薦委員のサポート、法科大学院協会、法務省、文科省、最高裁判所・司法研修所といった法曹養成に関係する諸機関との連携等を行っています。また、会員向けには、日弁連の会誌「自由と正義」において、新しい法曹養成制度についての最新の課題を紹介する連載「法曹養成新事情」にも関与し、この連載は30回を超えました。法曹養成対策室は、このような日常業務に追われており、あるべき法曹養成の理念の実現に向けた調査研究は必ずしも十分とは言えない状況です。

このため、今回の室報は、中長期的な課題についての研究の成果の発表というよりも、各嘱託及び研究員が日常業務において接した情報を整理するとともに感じたことを取りまとめたものという性格が強くなっています。各嘱託及び研究員はそれぞれ相当な労力を注いで論考を執筆していますが、法曹養成に関する日弁連の政策形成の基礎資料を提供するという所期の目的を十分に果たせていないことをおそれます。また、各論考の議論に及ぶ部分は各執筆者の私見であり、日弁連または法曹養成対策室としての見解ではないことを予めお断りしておきます。

今後も法曹養成対策室の課題は増していくものと予想されることからすると、室報のあり方についても改善方策が必要と考えています。今号も従来以上に資料による情報提供を試みましたが、今後は、例えば、論考中心の構成を改めて、日弁連の会員、法曹養成関係者のみならず、法曹志願者を含む社会に対して、法曹養成に関するさまざまな情報を提供することを主たる役割とすることも考えられます。内容面での課題としては、法科大学院の教育、司法試験及び司法修習の関係、出身法科大学院と弁護士登録地などの関係などについての統計的分析を行うこと、臨床法学教育を含む法曹養成教育について医学教育など他の専門職養成と対比しながら検討することが必要であると考えています。

法曹養成に関与される多数の皆様が本室報を参照され、ご意見等お寄せいただければ幸甚です。

2010年（平成22年）3月

日本弁護士連合会法曹養成対策室室長 井上裕明